

議案第 7 4 号

新座市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

新座市児童発達支援センター条例（令和元年新座市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（事業） 第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) [略] (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。次号及び第 8 条第 3 号において「障がい者総合支援法」という。）<u>第 5 条第 1 9 項</u>に規定する計画相談支援 (5) 障がい者総合支援法<u>第 5 条第 2 0 項</u>に規定する基本相談支援 (6) [略]	（事業） 第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) [略] (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。次号及び第 8 条第 3 号において「障がい者総合支援法」という。）<u>第 5 条第 1 8 項</u>に規定する計画相談支援 (5) 障がい者総合支援法<u>第 5 条第 1 9 項</u>に規定する基本相談支援 (6) [略]

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。